失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第１４９号
岩手県岩手郡雫石町上野土橋70番地４
申立人　下澤田利夫
本籍岩手県岩手郡雫石町上野長沢46番地
最後の住所盛岡市箱清水１丁目32番10号
不在者　長澤長右ェ門
明治41年２年20日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第７３号
福島県田村市船引町大倉字聖石199番地
申立人　佐藤　克男
国籍フィリピン共和国
最後の住所福島県田村市船引町大倉字聖石199番地
不在者　フェルミン　マリテスラコステ
西暦1968年２月４日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
福島家庭裁判所郡山支部

令和６年（家）第２０８号
旭川市豊岡10条１丁目１番５号
申立人　亡竹谷典久承継人　竹谷　公子
本籍北海道旭川市七条通14丁目左６号
最後の住所アメリカ合衆国ワイオミング州シャイアン市タウンゼントプレイス5403
不在者　竹谷ふみの
昭和10年３月23日生
届出期間満了日　令和９年１月22日
旭川家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第３６０３号
本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1056番地
最後の住所横浜市中区扇町４丁目11番地の３第１西村ビル３階33号室
不在者　吉田　直丈
昭和７年１月26日生
令和８年８月21日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和６年（家）第８００５号
本籍千葉県柏市大室５８７番地
最後の住所東京都渋谷区幡ケ谷２丁目１７番２号
不在者　渡邊　晃
昭和８年１１月１５日生
令和８年９月１２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第７２号
本籍福岡県飯塚市阿恵865番地
最後の住所福岡県飯塚市阿恵865番地
不在者　森　くに子
昭和24年３月25日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和７年（家）第７１号
本籍福岡県飯塚市阿恵865番地
最後の住所福岡県飯塚市阿恵865番地
不在者　森　タカ子
大正13年９月25日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和８年（家）第３号
本籍山口県山口市小郡下郷734番地
最後の住所東京都葛飾区本田中原町201番地
不在者　伊藤　敏則
昭和11年１月６日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和７年（家）第２０６号
本籍福井県あわら市波松第９号５番地
最後の住所福井県坂井郡春江町為国西の宮18の４
不在者　山内　伸二
昭和33年６月４日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第170号
本籍北海道札幌區南七條西五丁目三番地
最後の住所北海道札幌區南七條西五丁目三番地
不在者　大西　信一
明治27年６月28日生
令和８年９月15日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所　岩国支部
裁判所書記官

令和８年（家）第１９号
本籍新潟県五泉市村松甲1771番地
最後の住所福島県郡山市熱海町高玉田代１番地
不在者　山﨑　ヨシ
大正９年９月３日生
令和８年９月８日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

令和６年（家）第６２１４号
本籍北海道札幌市豊平区福住一条２丁目７番
最後の住所東京都江東区猿江１丁目２２番１３号福島荘２０２
不在者　越智　正久
昭和４２年６月１６日生
令和８年９月１５日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第１９９号
本籍岩手県二戸市福岡字橋場５番地
従来の住所岩手県盛岡市志家16番地の12
不在者　高瀬　強
昭和６年10月30日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第２号
静岡県浜松市浜名区都田町１１１０１番地
申立人　日本オーガニック株式会社
代表者代表取締役　水谷　和敬
権利を争う旨の申述の終期　令和８年９月14日
令和８年９月15日
浜松簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＢ024011
金額　572,000円
支払期日　令和８年６月30日
支払地　浜松市
支払場所　遠州信用金庫三ヶ日支店
振出日　令和８年３月26日
振出地　静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日347
振出人　株式会社瑞穂屋　代表取締役　中村　吉秀
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２１３号
神奈川県三浦市三崎町小網代956番地
債務者　田ノ上商事株式会社
代表者代表取締役　岡　信宏
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午前11時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６４５号
神奈川県相模原市南区相模大野一丁目25番37号
債務者　合同会社レイヤード
代表者代表社員　大久保和義
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　晃平
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時45分
東京地方裁判所立川支部民事第４部